

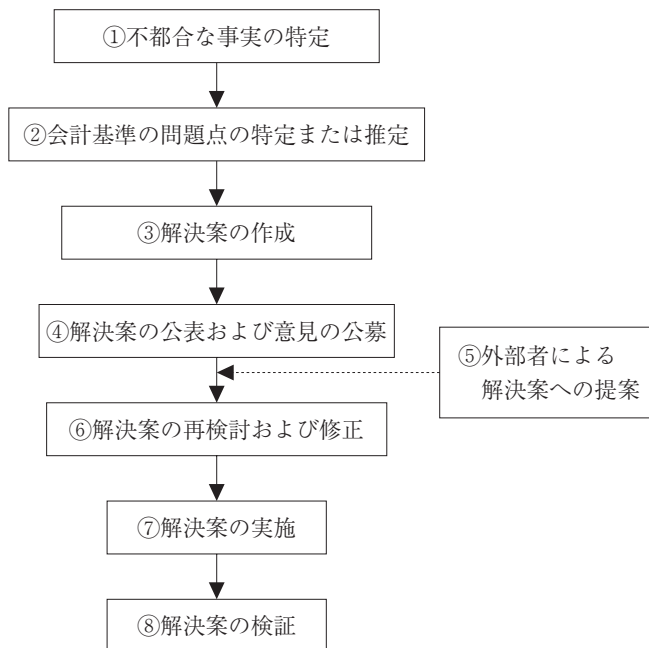
会計基準の設定および改訂の過程について の考察

安 井 一 浩

I. 会計基準の設定および改正のための過程

1. 全体の流れ

本稿の課題は、会計基準設定主体¹⁾において会計基準の設定および改訂がどのようになされるべきかを考察することである。まず全体の流れとして以下の図に示す各過程を経るべきではないかと考える。



2. 各段階における課題と手続き

①不都合な事実の特定

一般に不都合な事実が存在するという合意が形成され、それを受けて会計基準を設定するか改訂するという動きになる。しかし、まずそのことにより誰が、あるいはどのくらいの人が不都合を被っているのかを会計基準設定主体が特定する必要がある。この不都合が特定されていなければ以後の議論は、意味のないものになってしまう。

具体的な例を挙げれば「貸借対照表上は、剰余金があるにもかかわらず、資金繰りに窮して民事再生法の申請をする会社が○社存在し、債務の切捨てにより○人の債権者に○円の損害が発生した。」あるいは、「○%の会社で○円の退職給付債務が簿外となっており、これを認識せずに投資を行ったことにより、投資家○人に○円の損害が発生した。」などである。ここで重要なのは、具体的な事実の件数、被害額を特定することである。またこれらの事実についてそれらの間の因果関係についても検討する必要がある。利益剰余金がある会社の民事再生法の申請と債権者の損害の発生との関係、あるいは簿外負債の存在と投資家の損害との関係などである。

ここで本来であれば、会計基準が適用されるすべての企業について検討すべきである。しかしすべての企業についてその事実を特定することは著しく困難である。そのため例えば上場会社だけを対象とするなど、範囲が限定することによって特定することも一つの方法と考えられる。

また貨幣価値による明確な測定が困難である場合もある。実際の損害が発生しなくても投資家、債権者の意思決定に影響が生じた場合には、ある程度の推定は可能であるが貨幣価値による損失額の測定は困難である。さらに現状では不都合が生じていないが、予測として将来的に発生する可能性がある場合も考えられる。ただし予測は将来のことであり金額の特定が困難であると予想される。そのような場合には発生すると予測される根拠を示す必要がある。

なお不都合には、重要性を考慮すべきである。財務諸表あるいは会計基準で、重要性とえばその財務諸表に対する相対的な影響度をいう。ここでも同様に、社会的観点から与える影響度を考慮すべきである。

②会計基準の問題点の特定または推定

次に不都合な事実に関する会計基準について、その問題点を特定する必要がある。その例として以下のようなものが考えられる。

- (i) その状況を財務諸表に表示するための会計基準の規定が存在しない。

- (ii) その状況を財務諸表に表示する会計基準の規定が適切ではない。
- (iii) その状況を財務諸表に表示する規定はあるが、実際には適切に表示されずに放置されている。

会計基準の設定および改訂に焦点を当てれば、主として(i)および(ii)の場合を議論すべきである。一方、(iii)の場合は監査制度あるいは法令遵守いわゆるコンプライアンスの問題であると考えられる。ただし実務上困難であるにもかかわらず、放置されている場合には会計基準の問題となる。

原因の特定が比較的単純であると考えられる場合もあるが、その原因の特定が困難な場合も存在すると考えられる。この場合には推定によらざる得ない場合も存在する。また原因は一つとは限らない。複数の原因による場合も存在すると考えられる。いずれにしても不都合な事実との因果関係を示す必要がある。また場合によっては、検証の結果、会計基準には問題がない場合も考えられる。

③解決案の作成

上記①および②の内容を踏まえて、会計基準設定主体において解決案を作成し提案する必要がある。解決するための方法、手段としていくつか考えられる。その主なものとして以下のものが挙げられる。

(i) 会計処理方法の改善

事実に対する認識基準、測定基準を新たに規定する、あるいは変更するものである。その結果として経営成績、財政状態に影響を及ぼす。複式簿記により財務諸表を作成することを前提とすれば、いわゆる仕訳の計上金額を変更する、あるいはこれまで行われていなかった仕訳を行うこととなる。

(ii) 表示方法の改善

事実に対する認識基準、測定方法を変更しないが、財務諸表における表示を改善するものである。表示をより詳細に行う。表示区分を変更する。使用している用語を変更するなどがある。その結果として経営成績、財政状態に影響を及ぼす場合もあるが会計処理方法の改善よりもその影響は小さいといえる。例えば損益計算書の計上区分が変更されれば営業利益、経常利益、当期純利益などが影響を受ける。また貸借対照表の計上区分が変更されれば、例えば固定資産と流動資産の比率が影響を受けることが考えられる。

(iii) 注記の充実

注記は、財務諸表の情報提供機能を向上させるために、本表の外において補完的に開示される事項である。上述の会計処理方法、表示方法の改善に比べて従来からの継続性を

損なうことなく改善することが可能となる利点を有する。一方、その改善の程度が限定的であるという限界がある。これまで注記により、開示の充実が図られた例として関連当事者との取引の開示、セグメント情報の開示がある。

(iv) 財務諸表を構成する表の追加

従前の財務諸表の構成が、十分な情報を提供していないという結論であれば、財務諸表を構成する表を追加することにより、開示の充実を図る方法がある。キャッシュ・フロー計算書の財務諸表への追加がこの例である。

(v) 財務諸表以外での開示

財務諸表以外での開示による開示の充実も解決案として挙げることができる。ただしこの方法により開示を行う場合には、本稿で扱うところの会計基準の範囲から外れることとなる。しかし解決案の一つとして「財務諸表での表示は適当ではない。そのために財務諸表以外で開示を行う。」という検討結果であれば、財務会計論の範囲であるといえる。具体的には、一つの方法として財務諸表が含まれる開示書類の財務諸表以外の部分での開示がある。例えば有価証券報告書における財務諸表以外の部分での開示である。資金収支表、導入当初におけるセグメント情報はこの例である。いま一つの方法として財務諸表が含まれる書類以外での開示書類での開示がある。例えば環境報告書における環境コストの開示などである。

④解決案の公表および意見の公募

解決案を会計基準の設定主体が作成したのちには、公表しこれに対する意見の公募をおこなう必要がある。公募することにより広く意見を求めるものである。なお、すでに日本の会計基準設定主体の一つである企業会計基準委員会では「公開草案」としてコメントを募集している。

⑤外部者による解決案への提案

上記の解決案に対して、会計基準設定主体の構成員以外から意見の提案がなされることが期待される。本来であれば、提案側において一定の手続きがなされるべきである。しかし提案側を広く求める場合には、提案側の体制によっては、それが困難あるいは不可能である場合も想定される。この場合には、必要があれば設定主体側でその検証を行う必要がある。

⑥解決案の再検討および修正

公表された解決案に対する外部者からの提案をもとに再検討を行うべきである。提案の内容によっては、会計基準の設定主体側で、上記①不都合な事実の特定および②会計基準の問題点の特定または推定の過程を再度、経る必要がある。また提案の結果、大幅な修正を行った場合には、再度④解決案の公表および意見の公募を実施する必要があると考えられる。しかし修正箇所が少ない場合には、修正のうえ次の⑦解決案の実施へ進んでも問題はないと考えられる。なお検討の結果、修正すべき点がない場合もありえるが、その場合も当然、⑦解決案の実施へ進むことになる。

⑦解決案の実施

上記の過程を経て、解決案の有効性を見込むことができる段階にあると、会計基準の設定主体が判断した場合には、会計基準の改正あるいは新設により、解決案が実施されることになる。

⑧解決案の検証

解決案を実行した場合に、従前の問題点がどの程度改善されるかを検証する必要がある。換言すれば有効性の評価である。解決案によっては、改善がほとんど見られない場合あるいは、問題点がより悪化する場合もあり得るためである。これは改善が行われた一定の期間、運用されたのちに行う必要がある。また有効性以外に実施可能性も考慮する必要がある。たとえ有効であっても実務上の人的制約、時間的制約によって実施不可能、実施困難である場合も考えられる。なお本来であれば、改善の効果が及ぶと考えられるすべての利害関係者の意見を集約する必要がある。ただし現実には利害関係者が広範囲に及ぶため一定の範囲でその効果を検証せざる得ないと考えられる。

II. 論 証 の 方 法

1. 推論と実証

一般に、一定の問題について、論証するためには、推論による方法と実証による方法が考えられる。推論とは論理展開によって論証を行っていく方法であると本論文では定義する。演繹法的なアプローチであるといえる。この方法による場合、普遍的な証明が可能な部分は限定的であるといえる。財務会計の基本的な考え方が、時代ともに変遷し、会計基準の改訂が頻繁に行われていることから明らかである。もし普遍的に証明が可能な理論であれば時代により変化しないはずである。これは恐らく会計基準それ自体が独立して存

在するのではなく、法律体系、経済実態、社会環境の影響を強く受けて存在するものであるからである。

一方、実証とは、現実が生じている事実を観察し分析することにより論証を行う方法であると本論文では定義する。帰納法的なアプローチである。この方法による場合、信頼性のある調査ができれば、事実関係についてその存在自体に疑義が生じることは無い。ただその結果について解釈が論者によって異なる、事実の発生が特定の状況に限定されるなどの問題がある。

推論、実証のいずれの方法によっても長所、短所が存在する。しかし推論によって証明が可能な部分は限られている。例えば比率、金額などの定量的な数値について推論で論証することは不可能である。そのため、実証による方法が望ましいと考えられる。本稿では、前述のように上記①不都合な事実の特定、②会計基準の問題点の特定または推定、③解決案の作成のためには実証的な方法を想定している。

2. 実証の方法

(i) 資本市場を通じた観察

公表された財務諸表の数値が、投資家の意思決定に影響を与え、その結果株価に影響を与えるという観点からの実証である。上場会社の株価の資料が、比較的入手しやすいために一定の仮定の下では有用な方法であるといえる。ただし上場していない企業についてはその検証の対象とできないことから、検証範囲に限界があるといえる。

(ii) アンケート調査、聞き取り調査

財務諸表の利用者であるいわゆるステークホルダーといわれる人々、財務諸表の作成者に対してアンケート調査を行い検証する方法である。ただし財務諸表の作成者は開示する情報量が少ない方を選好すると考えられる。一方、利用者側は情報量が多い方を選好すると考えられるが、明瞭性、自己の理解能力の点から情報の集約あるいは省略を選考する場合も考えられる。また出資者、債権者、投資家、課税当局などのステークホルダーは、それぞれ目的に応じて要求する情報が異なる場合も当然予測される。これらの点から解決案の有効性について評価することが困難である場合も予想される。またステークホルダーは極めて多数に上る。特に投資家を潜在的な出資者と捉えればその把握は極めて困難である。また企業の規模、株式公開企業、非公開企業、営利、非営利その他の性質ごとにステークホルダーが異なる。そのため、どの範囲を対象として調査を行うのか判断することが困難となる。

これらの困難性から従来、大規模なアンケート調査が行われてこなかったと考えられる。

しかしその効果に限界があることを前提として、限られた範囲で実施する余地はあるものと考えられる。

なおアンケート調査は紙媒体、電子媒体を利用するのに対し、聞き取り調査は実際にインタビューを行う方法であるが、時間的制約から実施範囲が極めて限定されるためアンケート調査よりもさらに困難性が増すと考えられる。

(iii) 限定的な範囲での実施

特定の範囲の会社を対象として解決案に基づく開示を行いその影響等を観察するものである。財務会計以外の分野では、道路交通に関する政策ではすでに実施されている。社会実験ともいわれ「新たな施策の展開や円滑な事業執行のため、社会的に大きな影響を与える可能性のある施策の導入に先立ち、市民等の参加のもと、場所や期間を限定して施策を試行・評価するもの」（国土交通省ホームページ）とされている。例えば特定の証券取引所に上場されている会社のみを対象として、解決案を実施するものである。ただし限定された範囲で実施する場合と広く実施する場合との条件の相違を勘案する必要がある。

III. 会計基準の設定主体における問題点

従来から、会計基準の新設あるいは改訂に際して、財務会計基準委員会が公表した日本の会計基準の場合には「結論の背景」が公表されてきた。また国際会計基準審議会（IASB）が公表したIFRSsの場合には“Basis for Conclusions”が公表されてきた。しかしそれらを見る限り会計基準設定主体が、本稿において提案したような過程を経て、会計基準の改訂を行っているとは考えられない。特に①不都合な事実の特定に示したような、具体的な件数、金額等が公表されたことはない。重要な部分の議論をしないで会計基準を新設あるいは改訂しているような印象さえ受ける。

またIFRSsの改訂の頻度が高く、日本の会計基準の改訂の頻度も近年高くなっている。これは本稿において示した過程を経ずに議論していることもその一因と考えられる。高頻度の改訂は社会的に良い影響をもたらしているとはいえないであろう。やはり会計基準設定主体において本稿で提案した過程を経たうえで会計基準の設定、改訂を行うべきであるといえよう。

注

- 1) 日本における会計基準設定主体としては、財団法人財務会計基準機構に設置されている企業会計基準委員会が代表的なものである。しかしそれ以外にも表示規則である会社計算規則、財務諸表等の用語様式および作成方法に関する規則を制定している法務省、内閣府もこれに含まれる。また国際会計基準審議会 (IASB) および各国の同じ機能を持つ組織もこれに含まれる。

引用文献・参考文献

国土交通省ホームページ <http://www.mlit.go.jp/road/demopro/about/about01.html>
(平成22年7月13日ダウンロード)